

4月から65歳以上の方の介護保険料が変わります

65歳以上の方の介護保険料は、介護サービスの給付額の見込みに応じて3年ごと改定されます。保険料の基準額は月額6,000円(月あたり288円、5.04%増)になります。

区 分		所得の状況と対象者	調整率	月額保険料(円)	年額保険料(円)	
第1段階	本人住民税非課税 世帯住民税非課税	・生活保護を受給者 ・老齢福祉年金を受給者 ・本人の課税年金収入等が80万円以下の方	0.30	1,800円	21,600円	
第2段階		・本人の課税年金収入等が80万円超え120万円以下の方	0.50	3,000円	36,000円	
第3段階		・本人の課税年金収入等が120万円超えの方	0.70	4,200円	50,400円	
第4段階		課 世帯住民税 税 税	・本人の課税年金収入等が80万円以下の方	0.90	5,400円	64,800円
第5段階 (基準額)			・本人の課税年金収入等が80万円を超える方	1.00	6,000円	72,000円
第6段階	本人住民税課税	・本人の合計所得金額が120万円未満の方	1.24	7,440円	89,280円	
第7段階		・本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方(*)	1.26	7,560円	90,720円	
第8段階		・本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方(*)	1.48	8,880円	106,560円	
第9段階		・本人の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.50	9,000円	108,000円	
第10段階		・本人の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.52	9,120円	109,440円	
第11段階		・本人の合計所得金額が500万円以上の方	1.75	10,500円	126,000円	

(*) 国の制度改正により変更となりました。

☎ 長寿社会課介護保険係 ☎ 364-1204

各種料金のコンビニ納付・スマホアプリ決済がもっと便利に！

コンビニ納付・スマホアプリ決済できる税金・各種料金

4月から◆を追加！
東北6県のゆうちょ
銀行・郵便局で利用
できます

- ◆介護保険料
- ◆後期高齢者医療保険料
- ◆保育料等(市徴収分に限る)
- 市・県民税(普通徴収)
- 軽自動車税
- 水道料金・下水道使用料
- 固定資産税・都市計画税
- 国民健康保険税

※バーコードが印字されている納付書が使用できます

スマホアプリ決済



PayB



PayPay



LINE Pay 請求書払い

アプリを起動し
読み取る！



(ご注意)

- ① スマホアプリ決済では、領収証書は発行されません。アプリ内の取引履歴で確認ください。
- ② 領収証書が必要な場合などは市役所、金融機関、コンビニの窓口で納付ください。

利用時の注意点～コンビニ納付・スマホアプリ決済共通～

- バーコードの印字が無いもの
- コンビニ納付有効期限を過ぎたもの
- 金額などを訂正したもの
- 汚損などでバーコードが読み取れないもの

☎ (介護保険料) 長寿社会課介護保険係 ☎ 364-1204 (後期高齢者医療保険料) 保険年金課医療係 ☎ 355-6519
 (保育料等) 子育て支援課保育係 ☎ 353-7797 (市税・国民健康保険税) 税務課納税推進室 ☎ 355-5964
 (水道料金・下水道使用料) 水道お客さまセンター ☎ 364-1411